

男女共同参画セミナー開催

「見直そう家庭の中の役割分担」をテーマに
講演会が開催されます。みなさんぜひ、「」参
加ください。

と キ	10月25日(土)
午後1時30分～3時30分	
と こ ろ	白子町役場 3階第5会議室
講 師	内海崎貴子
募 集 人 員	100名
参 加 費	無料
託児	有(要予約・無料)
申込締切	10月17日(金)
主 催	千葉県男女共同参画地域推進員 (東上総地区)
ちば県民共生センター	ちば県民共生センター
電話	043(252)8036
メール	kenkyouse@mz.pref.chiba.lg.jp
企画財政課企画調整班	☎⑧1218

ジョブカフェちばのご利用を!

ジョブカフェちばでは、正社員として就職を希望する若者を対象に、個別相談・適職診断・求職情報の提供など総合的な就業支援サービスをワンストップで提供しています。

また、若者の採用を希望している企業とのマッチングイベントも開催していますので、お気軽にご利用ください。

▼対象 15歳～34歳までの就職を希望する方

▼利用日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

▼ところ 船橋フェイスビル9階
(JR船橋駅南口から徒歩2分)

◆申込・問い合わせ

ジョブカフェちば ☎047-426-8471

URL <http://www.ccjc-net.or.jp/~jobcafe/>

10月は「労働保険適用促進月間」

農林水産業の使用労働者5人未満の個人事業を除く事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務づけられています。

労働保険は、働く人が労働災害を被ったり失業した時に、所定の保険給付を行う制度です。パートタイム労働者・派遣労働者についても一定の要件により雇用保険が適用されます。未手続きの事業主は、早期に加入手続きをしてください。

◆問い合わせ 千葉労働局労働保険徴収課

☎043-221-4317

事業主のみなさまへ

外国人雇用状況の届出はお済みですか?

外国人(特別永住者を除く)の雇入れと離職の際は、その都度、氏名・在留資格等を確認し、ハローワークに届け出ることが義務づけられています。

また、新規雇入れのほか、この制度が施行された平成19年9月30日以前から継続雇用している外国人についても、同様の届出を10月1日までに行うこととなっています。どちらの場合も届出を怠ると30万円以下の罰金が課されます。

届出は、インターネットまたは雇用保険手続きの際に併せて行うことも可能です。

◆問い合わせ 千葉労働局職業安定部職業対策課

☎043-202-5131

ホームページ <http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/>

全国労働衛生週間



10月1日～7日

「あなたが主役

明るい職場と健康づくり」